

今日の刑事政策の根本的特徴

クンツ, カール-ルートヴィッヒ

九州刑事政策研究会

武内, 謙治
九州大学大学院法学研究院 : 准教授

櫻庭, 総
九州大学大学院法学研究院 : 助教

<https://doi.org/10.15017/16254>

出版情報 : 法政研究. 76 (3), pp. 53-74, 2009-12-25. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

今日の刑事政策の根本的特徴

カール-ルートヴィッヒ・クンツ
九州刑事政策研究会 訳

このテーマは、「新しい刑事政策 (Neue Kriminalpolitik)」という名の雑誌でこそ、精緻化が必要である。何をもって「今日の」刑事政策と言い、これとの関連で何を「根本的特徴」と考えるのであろうか。ここでは、黒か白かという粗い描写、つまり現在を過去と比較し、私には本質的と思われる変化を対照的に際立たせることで我慢しなければならない。したがって、決定的な問題は、今日と以前との交差点をどこに求めるべきか、そして本質的な変化の特徴とは何か、ということになる。両者の問題は、刑事政策を越えて社会の発展にまで注意を向けさせる。したがって、若干の社会理論的な序文が不可欠となる。

Ⅰ. 社会政策の推移：均質化された福祉社会から綱渡り師たちの並存へ

社会学者たちによれば、西洋的特徴をもつ発達した社会は、だいたい前世紀の80年代にある時代を終え、新たな時代へと歩み始めている。この新たな時代に関しては、ポストモダン、あるいはよりよく言えば後期近代という言葉が、そしてその政治哲学については新自由主義という概念が、市民権を得た。ここではこうした変化の解釈可能性のみを素描したい。この可能性について、ポーランド-イギリス系の社会学者であるZygmunt Baumanから始める。

Baumanは、後期近代を液状の集合体、つまり確固たる客体である固体とは対照的に、液体や気体によって示されるものとして特徴づけた。⁽¹⁾80年代まで、社会は固体の理想像に方向づけられていた。永続性のある社会的な仕組みを通じて媒介されて

いたメッセージとは、われわれは伝統に結びついており、それはわれわれの基本信念をわれわれの死を越えて他者に伝達していく、というものであった。まさにこのことは、すでにEmile Durkheimが社会の本質として定義していた。すなわち、その保護の下でわれわれの身体は移ろっていくが、われわれの価値観は引き継がれていくような避難所^{アジール}であると。近代産業社会は、このようなものとして伝統により守られ、固定的なものとして規定された。人間が生を受けるのは、おおよそ自らでは脱することができない生活形態においてであった。労働、家族そして男女の社会的役割という諸条件から、親密な空間的・社会的なつながりが生じていた。男性ならばある雇い主のもとで長期間生計を立て、その付近に住み、土地や子どもに拘束された妻を持ち、すでに父が共感を寄せていた党を継続して支持した。労働者の息子にとって、また牧師の娘にとっても、両親の社会的身分を脱することは困難、あるいは不可能であった。技術的・産業的発展の原動力は、たゆまぬ進歩の動力と把握され、進歩が約束したのは、自然の猛威の支配、世代のものとの連帯、そして格差なき中流社会 (Helmut Schelsky) を目指す社会福祉の発展であった。革命的な理念が展開される限りで、その理念による試みは、所与の固的な社会的状態を、それに劣らず固的な別の——そして同様に技術的・産業的な進歩信仰によって規定された——社会的状態に転換することに限られていた。社会的平等を志す福祉国家は、こうした時代の理想像であり、絶頂であった。

まず社会に関係する固体性がいつの間にか衰退していく。すでに20年代にMax Weberは、資本主義が擬似家族的なパターンリズムの倫理的な義務からいかにして解放され、純目的合理的に企業利益に向けられるかを論じていた。80年代には、以前は安定していた構造をますます解体するような状況と遭遇する。新自由主義的な経済改革は市場の規制を排し、国家給付を私事化し、社会給付を削減し、労働市場を不安定にし、新たな福祉敗者 (neue Wohlstandsverlierer) を生み出す。東欧ブロックの崩壊、人や物の自由な移動、そしてリアルタイムでの電子コミュニケーションの可能性によって、世界規模の流動性が生じる。経済のみならず、戦闘地域からの難民の渦、そして近時はテロリズムからもたらされている社会問題もまた、グローバル化している。世界社会 (Weltgesellschaft) の環境問題や経済問題に悩まされずに過ごすことができるような「安息地 (Sichere Häfen)」はもはや存在しない。労

働市場、そしてこの間に生じている消費欲求もまた、新たな柔軟性を求めている。しばしば窮屈な思いをする地方的、文化的、家族的な絆から、人間は解放される。このことは、ローカルな地域に置かれていることの「鬱蒼とした」偏狭さからの解放とも理解できるが、しかしまた、安定を与えていた安全の喪失としても理解できる。後期近代の発展がもたらしたものは解放と個人化のプロセスであるが、そのプロセスは新たな自由をもたらすと同時に、新たな自己責任をも課すものである。自由の理解は、ますます商業上の消費可能性に関係づけられている。「食欲はすてき (Geiz ist geil)」であるとか「オレはグズじゃない (Ich bin doch nicht blöd)」といった不快な宣伝文句が新たな所有意識 (Mitnahmentalität) を反映している。いまや個人に要求されているのは、何らのお手本なしに自らの伝記を「素人工作し」、限られた資源をめぐる他人との競争で優位につくことである。自らの「素人工作」を選択する自由とは、社会的な人づき合いの緩衝装置なしに個人が挫折する可能性に等しい。絆を喪失し、孤立し、ぼろぼろになった社会網から脱落するリスクが生じる。人間は、人生を危険なものにする、言ってみればワイヤロープの上に立たされることで、自己主張、享樂志向、他者の社会的な困窮への無関心とかかわらなければならぬ圧力から解放されている。人は綱の上でお互いにすれ違いながらバランスをとっており、もし他人が脱落することで綱が自由になるのであれば、そこから利益をさえ得ることになる。後期近代というこの時代は、こうした綱渡り師たちの絆を失った並存と特徴づけられる。

II. 刑事政策の社会政策的基礎の喪失と、刑罰目的のスペクトルの収縮

こうしたことが刑事政策に影響を及ぼすことは明らかである。80年代までは、刑事政策は息の長い政策だと解されていた。その際テーマとなるのは、「刑事司法の領域における長期的な指導観念の獲得と実現」⁽²⁾であった。この観念は二本の柱によって支えられていた。一つには、刑法を手段とした刑事政策であり、刑法的な制裁の威嚇と適用によって、社会への積極的な効果を期待するものであった。もう一つには、刑法的逸脱行為の社会的原因を予防する、社会的冷遇の緩和であった。一方で、刑事政策は核心において刑法政策であり、刑法的コントロールの有用性に全幅の信

頼を置いていた。他方で、刑事政策は社会政策に基づいており、その社会政策にはとりわけ犯罪の予防効果さえもが付与された。少なくとも理論上はGustav Radbruchの見解に示されるように、よき社会政策こそが最良の刑事政策であった。

福祉国家の最盛期においては、社会的冷遇を刑法的逸脱行為の原因として認知し、可能な限りそれを埋め合わせる準備が進められた。その結果、この思想は刑法にも影響を与え、「再社会化 (Resozialisierung)」という制裁目的が刑法的介入の主たる関心事となった。今日ではこれに関する社会政策的な理解は衰退している。すなわち、全員に要求されているワイヤロープ上でのバランスとりは、社会的な考慮をほとんど許さないのである。犯罪と「冷遇」が関連づけられることはほぼなくなった。そして犯罪は、再社会化ではなく行為を埋め合わせる正義を求める人格的な「欠陥」[行為者]自身が責任を負うべき「失敗」として現れるのである。

犯罪行為者の**再包摂 (Wiedereingliederung)**は、アメリカでは、そしてイギリスやスカンジナビア諸国でも、もはや刑事政策の目的ではなくなっている。すなわち、犯罪者の再統合はあまりに多くの費用がかさみ、あまりに効果がなく、そして自己責任という新自由主義的な理解とはあまりになじまないのである。西ヨーロッパでは、刑法的逸脱行為者の再統合 (Reintegration) という関心は完全には放棄されていない。しかし、再社会化効果への期待は、むしろ対象者を脱社会化させる行刑の環境においては、撤回されてしまった。通常行刑よりも費用のかさむ再社会化提案を伴う行刑は、公的な節約の強制のもと、自己の正当化を求める不断の圧力によって遺棄されたことが明らかとなっている。われわれ [ドイツ語圏にある者] の中でも通用している自己責任という公^{ポストラート}準³⁾によって、社会の欠陥を調整する努力なしに犯罪行為者に責任を課すことが突きつけられている。

統合的な社会政策や刑法上の逸脱行為者の再統合という関心事が背後に退いただけではない。威嚇もまた、それに対する懐疑的な経験的知見の結果、刑法的介入の目的としては信頼を失った。刑罰による威嚇や制裁の実施による、追従する潜在的行為者に対する威嚇効果 (一般威嚇又は公衆威嚇) は、小さな日常犯罪の領域まではもってもらしいものであるが、せいぜいそこまでのものであり、経験的にはわずかに証明されているにすぎない。その他の領域においては、刑の厳しさを引き上げても処罰範囲を広げても、より軽い刑罰や、形式的な処罰によらない象徴的な非難

と比べた場合、高い威嚇効果は全く期待できない。発見・処罰のリスクが高まることによって一般的な威嚇効果が高まるということもまた、あまり現実的ではない。⁽⁴⁾ さらに、印象深い多くの研究は、行為者を結果発生前に威嚇する刑法的制裁の効果（特別威嚇又は個別威嚇）を疑わせる。若年者については、刑法的介入が犯罪経歴をむしろ促進しているように思える。⁽⁵⁾ 成人の被処罰者へのアンケートが示すところによれば、制裁が持つ特別予防的な威嚇効果は一般に、従前あまり逸脱行為が見られなかった者についてしか、期待することができない。威嚇効果は、確かに、刑事訴追や処罰の結果、習慣作用を引き起こしえ、その結果として害悪への習熟が恐れを取り除くという点で、まさに人格領域における規範拘束の望ましくない低下という犠牲を払って、獲得されるものなのである。頻回・累行為者という本来的な問題集団については、制裁により与えられる威嚇効果は証明されていない。つまり、そのつど行為者に向けられる制裁の選択や量定とは無関係である。⁽⁶⁾ これは納得が行くように思われる。第一に、繰り返し制裁が科されることで、社会的名声、人的な結びつき、そして雇用を喪失する結果となり、それゆえ合法的に活動する将来の可能性が狭められる。第二に、複数の制裁によって、行為者に対する統制機関の注意が高まる。第三に、それにより、犯罪的な自己像への慣れ、規範拘束の低下、そして刑罰による害悪の習慣化という意味において、行為者の態度が変化する。

それでは、これまで伝えられてきた刑罰目的から一体何が残るのであろうか。実際の刑事政策にとって**積極的一般予防**がもつ意義は従属的なものである。というのも、法違背を外形上否定することによる規範確証という関心事の抽象性からは、具体的な介入は基礎づけられえないからである。それに関して、古典的な刑罰目的のスペクトルは、「行為に釣り合った正義」という外皮を纏って復活した応報へと矮小化している。⁽⁷⁾ それと並行して登場するのが、特定の法違反者の潜在的な危険性を中和することによる、刑罰を手段とした**社会防衛**という関心事である。「無害化(Unschädlichmachen)」という忌まわしき過去の言葉は、今日アメリカで「Incapacitation」と称され、この間自由剝奪の決定的な効果とみなされるようになってきている。⁽⁸⁾ アメリカにおいて自由剝奪の治安効果が片面的に考慮されていることは、保安が唯一の執行上の効果として疑いを入れられていないことから説明がつく。つまり、身体拘束によって社会の外的な危険化を回避するということが、徐々に当たり前になっ

てきているのである。われわれ [ドイツ語圏にある者] のところでも、保安志向が他の野心的な刑罰目的を圧倒している。この間、保安志向は、自由剝奪の他の関心事を凌駕しているだけでなく、電子監視による自宅拘禁のような新しい非拘禁的な制裁をも正当化している。「危険な」法違反者たちとの付き合いの日常的な政治的プレゼンスや、その最大限安全な、すなわち最良のもの、つまりは最終的な道の遮断 (definitives Wegsperren) といったものが示唆するのは、治安への関心がポピュリティックに単純な解決の要求と結びついており、処罰的な下方倍音で染められてしまっているということである。この点に、立ち戻らなければならない。

III. 刑法の前段階における「状況的」予防

今日の刑事政策は、その社会政策的な裏打ちを大幅に失ってしまったため、刑法の前段階における犯罪予防を別の方法で行わざるをえなくなっている。その打開策とはすなわち、犯罪行為リスクの状況的な予防である。「状況的」とは、問題に関連する技術的又は組織的な予防措置を通じた客観的な行為機会の減少を意味している。例えば、危険地域におけるビデオ監視を犯罪の有無とは無関係に実施することや、歩道の夜間照明の強化、あるいは住宅の安全強化といったことにより、日常生活の状況を可能な限りリスクを抑えて形成していくことが中心を占めることになる。このコンセプトが依拠しているのは、「日常生活のアプローチ (Routine Activity Approach)⁽⁹⁾」、「機会の視点 (Opportunity Perspective)⁽¹⁰⁾」、そして「ライフスタイル機会の視点 (Lifestyle Opportunity Perspective)⁽¹¹⁾」として知られるようになった研究である。それらに共通しているのは、原因を深く掘り下げて徹底的に究明することを放棄した上で、犯罪的な振る舞いが起こったり起こらなかったりすることがどのような状況的な関連性をもつのかを確かめる、ということである。それゆえ新しい刑事政策は、犯罪の奥深い原因 (deep roots) は何かという、あれこれ注文の多い探求に背を向けている。新たな保守的リアリズムの感覚において重要視されるのは、犯罪行為者を規範に適合した将来の行動へと動機づけるという、しばしば非常に高く掲げられる目的ではもはやなく、空間を占め、状況を支配するというプラグマティックな関心事なのである。状況的予防は、潜在的行為者に対し犯罪は割合が合

わないという威嚇的メッセージを伝達するものではなく、単に犯罪活動の実行可能性を難しくするのである。コントロール理論からいえば、重要なのはもはや個人への行動に影響を及ぼすことではなく、予防的規制による行為可能性の制御なのである。⁽¹²⁾

状況的予防は、犯罪を新しく「リスク」として理解することを伴う。それが意味するところは、一方で、刑事政策は、統計的に把握可能で規則的な社会要因としての犯罪行為の所与性というところで折り合いをつけ、確認・分類・調整の技術を用いてこのリスクを将来に向けて巧みにマネジメントすることに努める、ということである。場所、状況、そして個人は、等しく保険数理的に（「保険数理司法(Actuarial Justice)」⁽¹³⁾）犯罪リスクにしたがって区分され、ロー・リスクを優遇しハイ・リスクの評価を落とす扱いを受けることになる。

他方で、リスク理解には、起こりうる損害結果を先を見越して算入することが含まれている。「リスク」が意味するのは、危険防止に関する組織管轄を有する決定担当者に割り当て、決定から起こりうる損害結果についてその決定担当者に責任をとらせる、ということである。したがって、リスクというコンセプトにおいては単に危険回避が問題なのではなく、同時に、損害を生み出す傾向のある状況における決定責任の分配も問題になる。リスクを最小に抑えるという観点のもとで最善の決断を行わなかったことに対する非難は脅迫的であり、当該決定の正当化と再点検を恒常的に強いるよう作用する。同時に、決定の数と決定の複雑性の程度は常に増加しており、その際、ますます遠い未来にあり、ますます不確実な結果が併せて考慮されなければならないとなっている。作為と並んで不作為の帰結もますます見通すことができなくなっており、そこでしばしば決定のジレンマが生じている。

IV. 自発性の連合としての「安全協力関係」

確かに、国家は、立法者や刑事訴追者として犯罪予防の基本的責任を保持する。しかしながら、国家は、社会、そして最終的には個人に向けて**責任負担を分配**しそれを**抛出**するのに腐心している。新自由主義の文脈では、国家による安全の「全方位への支給」という——そうでなくても大げさな要求思考に相応する——観念は、

市民を監督し、その生活形成を狭めるものであり、経済的に非効率的であるがゆえに、規範上問題があるものとされる。そこでは、犯罪統制の領域においても、「小さな」国家という考えや、身の上に生じたことについて各人はまず自分自身に責任があるという信念が価値を認められる。追加的な給付は私的に、そして**自己負担に基づいて**調達されなければならないのに対し、「スリム化された」国家は、安全の基本的支給だけを保証すべきものとされるのである。国家による安全給付は二次的保障、とりわけ本質的には市民の自己給付により護られる包括的な安全システムの調整に尽きている。新自由主義的な理解では、安全とは、各人が等しい量で請求権をもつような国家運営上の共有財ではなく、需要や個人の購買力に応じて割り当てられる乏しいリソースである。これが、提供者や求められたサービスによって見積もられ、この間国家による安全の創出を凌駕するようになってきている**私的な安全市場**への需要を生み出している⁽¹⁴⁾。

しかしながら、今日の非国家的な犯罪予防を専ら利己的で、私的、そして営利的な活動のスペクトルにのみ分類することは正しくないのかもしれない。自らの利害関心に基づく自己配慮 (Eigenvorsorge) と平行して展開したのは、共同体の価値に影響されやすく市民集団の身近な居住・生活領域で行われた予防運動であった。「**地域の犯罪予防 (Kommunale Kriminalprävention)**」という標語のもとで進められているこの運動は、コミュニタリズムの考えに沿ったものであり、その考えは活動的で一致団結した市民社会を説き、それゆえ自らを新自由主義のアクチュアルな敵対者と位置付けている⁽¹⁵⁾。核心において重要となるのは、生活の質の向上という利害関心から犯罪リスクに「現場で」対処し、そのリスクの削減に努める「共同体に密着した」、「大衆志向の」、そして市民を「結束させる」諸活動の束である。地方の委員会(犯罪予防協議会、安全フォーラム、安全警備)において警察、ソーシャルネットワーク、そして地方行政の代表者がプロジェクトに方向づけられた解決策を練り上げているが、その成果は広く開かれたままである。その際に問題になるのは状況的予防だけではない。場所に関する犯罪リスクについての市民の感受性、そしてそれゆえに現存する懸念や不安感への対応が問題になるのである。

地域の犯罪予防は、様々な、そして部分的には負担の大きい相互契約的な関心事を追求する。一方で、警察や司法の側が抱える問題状況の緩和や、補整・持続・救

済策という社会福祉的観点に即した形態の発展が重要になる。他方で、しばしば刑事訴追や警察の危険防除による介入量の低下、公式の統制可能性や不服申立ての可能性の減少が、具体的な措置と結びつけられる。問題・地域に関連する措置は様々な私的なスポンサーにより影響を及ぼされる。煩わしい妨害者や怖がられている強盗・泥棒に対する大衆の憤激が直接キャンペーンに盛り込まれることは稀ではない。地域の犯罪予防は、それゆえ、ほとんど勝手気ままな治安政策上の考えが混在させられうる開かれた容器なのである。加えた調味料によって味が変わる豆腐のように、地域の犯罪予防の具体的な事例はそれぞれ異なった結果となる。それでも、少数者や冷遇された者の利益を考え、介入の限界を画そうと努める社会福祉的観点に即した措置をとるチャンスは〔ここでもなお〕存在している。だが、その制度上の保証は存在しない。⁽¹⁶⁾

今日の刑事政策は、国家による基本的な安全の提供、自分が用いる私的で商業的な整備、そして地域による安全活動の協力から成っている。この安全のネットワークのアンサンブルは、社会的に有力なあらゆる集団を結束させ、安全予防という関心事に向けて義務づける「安全協力関係」と規定される。こうした自発的な連合への異議は厳しい立場に置かれている。それでもなお、私は所与のものや広く自明視されているものを否定するためではなく、このモデルにおいて少なくとも初期の段階で気にかかる展開に警鐘を鳴らすために、この異議を定式化したい。

「安全協力関係」においては協力が求められ、節制は好まれない。犯罪予防に賛同し、それに力の限り寄与する責務は、何かしら全体主義的なものを含んでいる。というのも、その責務は潜在的な長期的課題として意識に刻み込まれ、人間の日常生活に変化をきたすものであるからである。住居、仕事先への道順、余暇活動、そして休暇旅行を選ぶ際の日々の決定は、いまや、そしてますます、犯罪リスクやその最小化という観点のもとで行われるようになっていく。住民は犯罪とその防止に同調し、彼らの日常生活はそれにとらわれている。犯罪というテーマやそれへの懸念は、重大心配事のトップテンにランクインしている。さらに、少年文学の「楽しいお話」がこれを反映している。すなわち、ミッキーマウスがスーパー刑事に変身し、犯罪者を容赦なく追い詰め、幼い視聴者たちがそれを真似している⁽¹⁷⁾。現存の最も著名な犯罪者であるDavid Garlandは、こうした現代社会の犯罪リスク防止への方向

づけを「コントロールの文化」と特徴づけている。⁽¹⁸⁾

V. コントロールの文化における配分闘争

コントロールの文化は、コントロールすることが重要なリスクを定義しなければならない。客観的なものとして存在していると理解されうる危険性 (Gefahren) とは異なり、リスク (Risiken) は、ありうる将来の出来事を見越して、それをリスクなものであると決定し、リスクが許される限界点を画定する観察者の視点においてはじめて形成される。「液状化」した社会においては、一般的に拘束力のある観察者の視点は存在しない。正確なリスク評価の問題は、社会的な対立の火種を生み出す。例えば「企業リスク」を国家的保障によって保護したり、公衆衛生制度において「自己配慮 (Eigenvorsorge)」のルールを拡大することによって公衆のコスト負担が軽減されるような場合、リスクは利害に導かれて決定され、社会的再配分に貢献することになる。このようにして害の配分とリスクの責任に関する二重の配分闘争が生じる。犯罪となるような出来事が発生するリスクが主に誰に対して向けられるべきかということについて対立がみられるとき、綱渡り師たちの並存の中では、それを調整するような互いに支え合う社会の関心事はほとんど承認されない。利己的、私的で商業的な治安の配慮は、自分が被害者になることを防止し、聖フローリアン原則 (St. Floriansprinzip) にしたがってその危険を他者へと向ける。自己防衛の能力は資金を出せるかどうかにかかっているため、裕福な市民、あるいは特に銀行・消費・娯楽の領域にある企業も、高度の保護規格に大枚をはたき、犯罪の当事者になるリスクを社会的周縁者や社会的宿泊所 (soziale Wohnquartiere)、そして中小の個人経営者に押しつけることになる。「悪い」リスクの潜在的当事者になることを社会的弱者に移すことは、その弱さを固化し、社会的な亀裂を拡大させる。潜在的な損害の配分の場合と同様、それに関する潜在的な責任についても配分闘争が生じる。しかし、責任は——損害の負担とは異なり——公衆に分配される。「安全協力関係」モデルは——被害者も含んだ——すべての人間に犯罪リスクの実現に関する責任があるという考えをもたらす。責任は分散しているがゆえに、容易に負荷されうるのであって、誰か一人が排他的にそれを負わされることはない。そのことで示される

のは、犯罪現象の予防に（むなしく）努力してきた自発性の荷を軽くする表現としての「安全協力関係」である。行為者も、そしてそれと並んで、その場で作用する力を可能な限り偏見なく分析するよう努めているために善意の連合に加わらない「理論家」も、この責任を負わされる。学問に求められる節制さから自己の研究領域において実践的な社会参加を行うことが控えられるのであるが、猛威を振るって犠牲者が出るようなところで社会理論を指向する犯罪学は手をこまねいている、という紋切り型の非難が生じるのはこのためである。

極めて合理的で、いってみれば保険数理的に犯罪リスクを決定するという考えは、あまり現実と合致しない。それは、「悪い」犯罪リスクをめぐる配分闘争が葛藤に満ちており、利害関心に規定されているということをおおざりにしている。加えて、犯罪リスクの集団的な知覚や評価は、広範囲において、悟性により統制されている（*verstandeskontrolliert*）のではなく、それにつきまとう不安に相応する形で、感情的に行われるのであり、そこでは、特異な事件のメディアによる選別が知覚に刻印している。しかし、圧倒的多数は、非現実的な治安要求の中で「ゼロ・リスク」を求めている。重大な犯罪事象が起こる「悪い」リスクは、政治的なリスク論議を引き起こし、そこでは責任を負う準備と危険性の許容が等しくゼロに向かう傾向がある。そこで重要になるのは、リスクへの不安感ではなく、重大な犯罪リスクに対する実際の恐怖である。刑事政策は、この恐怖と啓蒙的には対峙せず、これを所与のものとして甘受し、それに導かれている。なぜそうなるのでしょうか。

VI. 「危険な犯罪者」：犯罪闘争と敵に対する闘争との境界の希薄化

外的安全と内的安全との境界、外交上の、極端な場合には戦争による敵に対する闘争と、内政上の犯罪闘争との境界はかすんでしまった。国家秩序の侵犯行為は、以前であれば他の国家や国家類似の集団に由来し、軍事的な対立にエスカレートしていった。反対に、個人々の悪行に対しては、警察や刑事訴追という手段によって介入することで十分であった。集団で登場する国外の敵を軍事的に克服することと、個人である法違反者を刑法により克服することとの明確な区別は——特徴的には「犯罪との戦争（War on Crime）」と称される——国境を越えて活動する組織犯罪

との闘争を通じて、はじめて疑問視されるようになった。目下のテロリズムの発生により、西洋社会は、個人として行動し、もはや国家的な実力装置によって統制されないような外の敵に対して戦闘的に対峙するようになった。今や国内で活動する個人に対する戦争類似の措置が求められているのであり、その措置は、成果を追求するために、刑事訴訟のルールに拘束されていないように見える。従前であれば警察による殺人は直接的な生命の危険から救出するためにだけ許されていたが(「最終手段としての救助射撃 (finalere Retungsschuss)」、2005年の夏に英国の安全機関はテロリストである確かな嫌疑がある人間を殺害する権限を与えられた。ドイツの法政策においても、犯罪闘争のために法治国家的限界が侵食されている。かつては「慎重堅実であること」や「裁量がないこと」がその核心であると考えられていた自由権は、治安要求によって覆われ、相対化された比例性の審査に従属させられている。こうして、嫌疑なき予防的盗聴が正当化され、正義のための拷問の禁止が罪なき者を救済するための拷問へと解釈しなおされているのである。⁽¹⁹⁾

犯罪との闘争に際して、特に重大で凶悪であると感じられる殺人・暴力・性犯罪とかかわって「戦争的な」言葉遣いや考え方が流入してきている。確かに、犯罪全般に関する不安は、ドイツ語文献によれば90年代中頃から明らかに減少してきている。それとは逆に、テロリズム、宗教上の原理主義、失業、そして老後の安全といったテーマに関する懸念は増加した。⁽²⁰⁾ 犯罪全般に関する不安の減少は、おそらくは、特に重大かつ凶悪と感じられる暴力や性犯罪にこの不安が集中していることと平行して現れているのでないであろうか。こうした犯罪の大事件は、公衆やメディアの評価のなかでテロリズムに匹敵するものと位置づけられ、行為者は——テロリストと同様に——異様で攻撃的で「アブノーマル」なものにとらえられ、それと相応して、常に道を遮断しておくことによって最終的に「問題の廃棄処分 (Problementsorgung)」を行うことが求められる。

刑法学においては、「通常の」重大犯罪に対するこうした戦争類似の措置を明らかに支持する声が聞かれる。最も名前の知られたドイツの刑法学者であるGünther Jakobsは、これについて「敵対刑法 (Feindstrafrecht)」という概念を刻印した。Jakobsはそのことで、無害化、あるいは彼があからさまにそう称しているように基本的な規範から逸脱する傾向が固まっている個人の「無力化 (Kaltstellen)⁽²¹⁾」を通し

た、刑法を用いた危険性の制圧を正当なものと認めようとしている。

言葉遣いに現れているのは、その際に冷静なリスクマネジメントはほとんど問題にされていないということである。現実的なのは、重大な性犯罪者や暴力犯罪者を「単に腐ら」せるという巷に広がっている期待の方向に闘争のシナリオが向かう、という予想である。政治家はこの期待を支持し、それを公的に現実に移すことを求める。ポピュリストティックな単純化の中で、Gerhard Schröderは「鍵をかける——それも永久に！ (Wegschließen – und zwar für immer!)」⁽²²⁾と、Tony Blairは「より多くの非難を、そしてより少ない理解を (to condemn more and to understand less)」⁽²⁴⁾と、そしてNicolas SarkozyはKärcher社の高圧洗浄器の投入を主張する⁽²⁵⁾。学理において、こうした展開は**新たな処罰主義 (neuen Punitivität)**⁽²⁶⁾という概念で把握される。

公の刑事政策は、絶対的な安全はユートピア的なOrwell流のシナリオを用いてのみ可能であり、あらゆる過剰な安全は個人の自由を犠牲にすることで成り立つということを示すことで新たな処罰主義に対峙する代わりに、国民の憤激⁽²⁷⁾に対し、それ自体が国民の憤激に由来する対処策を提示する。刑法によっては、社会の保護は限定的にしかもたらされない。すなわち、危険な法違反者を同定できる、というのは誤謬を容れやすい考えである。加えて、重大犯罪は以前に逸脱行為がない個人によっても行われうる。こうした者は、刑法的介入では全く把握できない。それに対して、野蛮な処罰欲求にしたがう刑法は、その欲求を充足するための方法を模索するかもしれない。このことは、なぜ、危険な犯罪者を同定し無効化する場合に、法律上の新しい発明⁽²⁸⁾や厳罰化⁽²⁹⁾により判明している安全の間隙を埋めるために、常に刑事立法が新たに援用されるのか、その理由を明らかにする。こうした立法は、道具的というよりもむしろ象徴的に作用しているのである。ここで重要とされているのは、危険な法違反者からの保護を効率的に改善するという、極めて限定的に可能であるにすぎないような事柄とならんで、ますます低下している法治国家的な疑念を、重大犯罪を「廃棄処分」せよというポピュリストティックな要求に、ますます接近させるということである。

VII. 被害者志向

国家の刑法は、刑罰の独占と被告人中心の刑事手続により、被害者の利害関心、被害者の個人的な当事者性、事件の処理に参加することへの被害者の欲求、そして被害者の補償への期待をなおざりにしてきた。このことは、被害者の利害関心が国家の処罰要求と完全に一致し、そこに完全に吸収されると仮定される限りにおいてのみ、正当化可能であった。被害者学によって、この仮定は適切でないことが明らかにされた。⁽³⁰⁾ 刑事訴追に関する国家の利害関心に対する被害者の利害関心の独自性を認識することは、刑法と刑事手続を可能な限り被害者にやさしく (opferfreundlich) 形成し、それと並んで、伝統的な私訴を超えて、損害回復の場合や調停が成功したときに手続を打ち切る可能性を開くための幾多の努力を導いた。

調停に範をとった、標準的な刑事手続の外にある、紛争調整を目標に据えた「折衝による解決 (Verhandlungslösungen)」は、法違反から、可能な限り平和裡に調停することが肝要になる現実の紛争へと、⁽³¹⁾ 判決の基礎を変化させた。これは、形式ばった権威的な裁判手続よりも、はるかに当事者たちの積極的な結びつきを保証する。調整の審理により、被害者は、行為結果を経済的・感情的に埋め合わせるチャンスを得るとともに、主体的な役割を実際に体験する。⁽³²⁾ 訴訟結果を活動的で、かつ自律的に共同形成したいという強い感情は、犯罪によって否定された状況を支配する要求を被害者が取り戻すための絶好の機会である。刑事訴追と比較すれば、折衝による解決はあまり形式ばっておらず、権威的ではなく、明らかに安価である。確かに、こうした解決になじむ犯罪行為は本質的に、社会的な親密圏における日常犯罪に限られる。折衝による解決が比較的非形式的であるがゆえに、そこでは社会的な地位や収入、参加者の冷酷さや寛大さといったものが、国家管理のもとで形式化された手続の場合よりもあからさまに作用する。非形式的な紛争調整が失敗した際は刑事訴追が再開されるが、それは審理の際に圧迫手段となることがありうる。

それ自体は歓迎されるべき被害者指向は、刑事手続において被害者への配慮や被害者の権利が問題になるという狭い限界に突き当たる。刑事手続が被告人中心となっていることは、すべての市民が被告人として理性的に権利主張を行うための基本的自由を表現している。国家刑罰権を法治国家的に抑制する必要性から、国家と

被告人との双極的な関係が構成されるわけであるが、そこでは公的な刑事訴追の利益と国家の恣意からの保護との比較が重要になってくる。手続を構成している被害者の権利が保護されればされるほど、刑事手続という公務はますます私人のイニシアティブに依拠する争いごとになっていき、そのような争いごとの結果は、争うための準備、弁護士の能力、そして経済上の耐久力といった諸事情に依存することになる。被害者の保護や被害者への配慮が実践されていけばいくほど、被告人やその弁護人に残された証拠法は僅かなものになっていく⁽³³⁾。法治国家的な刑事手続の枠組では、被告人からドラスティックに権利を剝奪することはできないため、被害者の手続への影響力の増大は限定的なものにとまらざるをえない。

被害者性を新たに能動的に理解することは、新自由主義の文脈で要求される自己のイニシアティブや自己主張ということと一致する。コンフリクトの調整を目指す非定式的な「折衝による解決」においては、加えて、共同体主義や、女性の被害者性に関してはフェミニズムの影響も見うけられる。これが現れるのは、刑法上の被害者となることについての新たなセンシビリティにおいてであり、そのセンシビリティは被害者たちと連帯し、自覚的な状況支配の背中を押し(「エンパワメント」)、共同体を促進するような問題克服を模索するのである。したがって、地域における犯罪予防の場合と同様に、被害者志向も融合物^{アマルガム}であり、そこでは様々な影響が異質な全体像へと融合するのである。

この全体像の特定の一断面は、ますますその意義を増している綱渡り師の社会と一致しうるのである。被害者支援が、当初は補償的な給付と、そして後には自助のための援助と理解されてきたとすれば、現在は、将来被害者とならないための**予防的な保護**が、自己配慮を通じて強調されてきている。加えて今や処罰の峻厳化とその範囲の拡大により⁽³⁴⁾、そしてまた家庭内暴力の場合における接触禁止措置^{ヘテロ}により、**抑圧的な手段を用いた被害者保護**が問題となってきた。連帯や人間的な思いやりが一般的に消滅しているところでは、被害者へのやさしさは、処罰が峻厳化され、行為者の告訴が容易にされ、さらには警察法上の介入が行われるという形で、最も容易に示されることになる。自己防衛を自分の利害関係において促進し、処罰主義的な根音バスに支えられている刑事政策は、「**仮想的な**」被害者という人工的な像を用いることになるであろう。われわれすべてがそうなりえ、とりわけより多くの、

より峻厳化された刑罰に被害者保護を結びつけるような像である。政策の土台になるこの仮想的な被害者性は、その多くは刑罰、ましてや刑罰の厳しさには興味を示さず、自分に加えられた不法の確認や損害回復に関心を寄せる〔現実の〕具体的な被害者の利益と、折り合いが悪い⁽³⁶⁾。仮想的な被害者性を伴った政策は、個人に関係する暴力の印象を、露骨にそして緊急に克服することが肝要である法違反の最たるもの (per excellence) として媒介する。個人に損害を与える暴力犯罪に焦点が合わせられることで、隣接する諸現象はフェードアウトすることになる。すなわち、一方では、刑法上把握できない社会的な冷遇の側面において、他方では、公衆の利害関心とは反対の方向を向いた「被害者なき」犯罪の側面において、である。国家が被害者性を承認することの正当で、なおかつ原則的に必要な表現として刑罰を捉え直すという——それ自体驚くべき——事柄に、暴力を予防する道具としての有用性の期待が本気で結びつけられているわけではない。よりありふれた形ではあるが、その代わりに重要とされるのが、行為者を処罰する場合にわれわれは被害者の立場に立つ、という単純で同時に聖書ふうなメッセージを露骨に伝えるということである。刑罰という先鋭的な法形態がもつ疑いを容れる余地のない象徴としての力は、威嚇を把握可能なものにし、危険を個人化可能なものにし、行為者像を明確に形成する要求に応じる。刑法は、社会問題を事案の特異性に還元し、その際に責任を個人的な原因に分配することで、「仮想的な」被害者という人工的な像と結びついた住民の危険性評価や対応への期待を再生することになるのである。

VIII. いくつかの道：どこへ？

今日の刑事政策のうち特に特徴的な点を素描してみると、まさにそれらが同質であるという印象が伝わってくる。こうした印象は、社会政策上の変化が比較的明確に反映しているような展開にわれわれが注意を集中させている点で、間違っている。今日の刑事政策は、総体として、多種多様である。その実践は、部分的にはなおも犯罪行為者の処遇や再社会化の思想に固執しており、その思想は、新自由主義的な逆風にもかかわらず、犯罪行為者援助の領域における多くの隙間に居場所を見つけ、そこで信念を持って育まれている。組織犯罪、テロリズム、そして危険な性犯罪・

暴力犯罪者といった公共の視点に移されたテーマについては、シシュポスの仕事と同じように、常に新しくてより厳格な処分がとられる一方で、新たなテクノロジーを使った有害な行為（コンピューター犯罪やインターネット犯罪）は、刑法的にはまだまだ把握されていない。日常犯罪の広い範囲のもの（無免許運転、横領、万引き、「軽い」薬物の摂取）は、事実上もはや訴追されていないか、ほとんど訴追されていない。罰金刑や、手続打ち切りを帰結する公共施設への金額の支払い（§153a StPO）は、標準的な制裁として、少なくとも初犯に対しては価値を認められている。刑法実務上、より早期の手続処理を優先するために、有罪判決は意義を失っている。例えば、環境・武器輸出・経済・薬物政策の、柔軟で広域にわたる統制手段に、刑法はますます発展している⁽³⁷⁾。この任務を達成するために、刑法はその法治国家的な拘束を緩和しなければならない。刑法は、（株式取引の公平性や大気の高純性のような）明確化が難しい超個人的公益へと手を伸ばし、抽象的で潜在的な危険犯、証拠の推定、そして過失行為を広範に可罰的なものにすることによって、その介入の入口を前倒しし、可能な限り法人にも可罰性が認められるという説明を行い、諜報機関類似の捜査方法（電話盗聴やビデオ監視、おとり捜査官）を予定しなければならない。経済刑法や環境刑法の手続は、取引の悪趣味さ（*mauvais goût*）を備えた不透明な申し合わせによってますます終局するようになっていく。法治国家的な拘束を喪失することは効率性を高めることで埋め合わせられない。そのうえ、社会的な統制手段として機能主義化された刑法も帰責、責任、そして立証責任という堅固な原則を完全には捨てることができないのであるから、その両手は、上記の新しい任務を実際に引き受け、それを片づけるにはあまりにもぎこちないものである。刑法は、こうして常に道具的な能率性への社会の期待には達しないのであり、システムに由来する統制不全を、原則的に克服可能な「執行の欠陥（Vollzugsdefizite）」と瑣末視させるのである。

かの極めて多種多様な展開が、今日の刑事政策を、きめ細やかな評価を求める行動領域の複雑な結束体にしていく。それにもかかわらず、これら全てを一本の矢で貫こうとすれば次のような所見になるであろうか。すなわち、刑事政策はますますポピュリストティックに単純化された公衆の期待と感情によって導かれ、その際、批判理論的な手ほどきを通じて犯罪統制の実践を合理的な企てにするという、当初は

啓蒙的であった関心事から離れている。この関心事は、70年代の覚醒ムードのなかで一つのプログラムとして定式化されたのではあるが、今日では忘却の彼方に沈んでいるように思われる。

「合理的な刑事政策」とは…社会の摩耗損失の最小化を唯一の目的に据えるような「社会学」の意味において逸脱的な行動を最大限効率的に克服することを意味しえない。むしろ想起されなければならないのは、社会的な行為規範の侵害において明らかになっている紛争の発生連関について、そして社会がこうした規範侵害に対応する種類や方法について、可能な限り開かれた、先入観にとられない説明を与える試みである。簡潔に言えば、次のようになる。「われわれは、ある一人の人間を法違反者として取り扱う場合に、一体何が起きているのかを見抜くよう努めなければならない⁽³⁸⁾」。

(武内謙治・櫻庭総 訳)

【付記】

本稿は、Karl-Ludwig Kunz, Grundzüge der heutigen Kriminalpolitik. Neue Kriminalpolitik 4/2005 SS. 151-156の翻訳である。

Karl-Ludwig Kunz氏は、現在、スイスのBern大学法学部教授である。『市民的自由と安全』(Bürgerfreiheit und Sicherheit. Perspektiven von Strafrechtstheorie und Kriminalpolitik, Bern 2000) や『犯罪の科学的アプローチ』(Die wissenschaftliche Zugänglichkeit von Kriminalität. Ein Beitrag zur Erkenntnistheorie der Sozialwissenschaften, Wiesbaden 2008) といった著作で知られているように、哲学や法理学・法社会学上の知見を視野に入れた刑事法学・犯罪学・刑事政策学分野の研究者として高名である。

翻訳の申出に対し快諾を頂いた上、訳者へのアドバイスを惜しまれなかったKunz教授のご厚意に、この場を借りて、お礼を申し上げたい。

なお、本翻訳中[]を付したものは、訳者が理解の便宜上記したものである。また、本稿において度々言及されている、原著者の手による「犯罪学 第4版」(Kriminologie. Bern, Stuttgart, Wien, 2004)は2008年に第5版に改訂されているが、大幅な改訂が行われている

ため、引用箇所は完全には一致していない。こうした事情から、本翻訳でも、原文通り第4版の該当箇所のみを示すにとどめた。

註

- (1) BAUMAN ZYGMUNT (2000) *Liquid Modernity*, Cambridge [森田典正訳『リキッド・モダニティー-液化化する社会』(大月書店、2001年)].
- (2) ZIPF HEINZ (1980) *Kriminalpolitik. Ein Lehrbuch*, Karlsruhe 7.
- (3) 詳しくはKUNZ KARL-LUDWIG (2004) *Kriminologie. Eine Grundlegung*, 4. Auflage, Bern, Stuttgart, Wien, 331 ff.
- (4) KUNZ *Kriminologie. Eine Grundlegung*, 317 ff..
- (5) これを証明するものとして、KUNZ *Kriminologie. Eine Grundlegung*, 330.
- (6) STRENG FRANZ (2002) *Strafrechtliche Sanktionen. Die Strafzumessung und ihre Grundlagen*, 2. Aufl., Stuttgart, 35. 更なる証拠としてはKUNZ *Kriminologie. Eine Grundlegung*, 331 ff..
- (7) Von HIRSCH ANDREW (1976) *Doing Justice*, New York; Von HIRSCH ANDREW / JAREBORG NILS (1991) *Strafmass und Strafgerechtigkeit. Die deutsche Strafzumessungslehre und das Prinzip der Tatproportionalität*, Bonn; Von HIRSCH ANDREW (1992) Proportionality in the philosophy of Punishment. In TONRY M. (Hrsg.): *Crime and Justice. A Review of Research*, 16 Chicago, 55-98.
- (8) SCHUMANN KARL F. (1998) Schutz der Allgemeinheit vor rückfallträchtigen Tätern durch "selective incapacitation". Eine Skizze zur Subverstät eines Strafprinzips. In LÜDERSEN K. (Hrsg.): *Aufgeklärte Kriminalpolitik oder Kampf gegen das Böse?*, Band 1: Legitimationen, 456-467; ZIMRING FRANKLIN E. / HAWKINS GORDON *Incapacitation. Penal Confinement and the Restraint of Crime*, New York, Oxford, 18-41, 155-172.
- (9) COHEN LAWRENCE E. / FELSON MARCUS (1979) Social Change and Crime Rate Trends: A Routine Approach. *American Sociological Review* 44, 588-608.
- (10) CORNISH DEREK B. / CLARKE RONALD V. (Hrsg.) *The reasoning criminal. Rational choice perspectives on offending* (1986), New York usw.
- (11) HINDELANG MICHAEL / GOTTFREDSON MICHAEL R. / GAROFALO JAMES (1978) *Victims of personal crime*, Cambridge Mass..
- (12) 批判を交えたその詳細な検討については、KUNZ *Kriminologie. Eine Grundlegung*, 207, 366及びEIFLER STEFANIE (2005) Situationsbezogene Kriminalprävention in der Kritik. In CREMER-SCHÄFER H., PILGRAM A., STANGL W., STEINERT H. (Hrsg.):

- Kriminologie. Akteurin und Kritikerin gesellschaftlicher Entwicklung. Über das schwierige Verhältnis der Wissenschaft zu den Verwaltern der Sicherheit*, Jahrbuch für Rechts- und Kriminalsoziologie, Baden-Baden, 203-204.
- (13) FEELEY MALCOM / SIMON JONATHAN (1994) Actuarial Justice: The Emerging New Criminal Justice. In NELKEN D. (Hrsg.): *The Futures of Criminology*, London, 173-201. 次の文献も参照。SCHMIDT-SEMISCH HENNING (2002) *Kriminalität als Risiko. Schadensmanagement zwischen Strafrecht und Versicherung*, München.
- (14) これについては、KUNZ *Kriminologie. Eine Grundlegung*, 373 ff. を参照。
- (15) その詳細については、KUNZ KARL-LUDWIG (2000) *Bürgerfreiheit und Sicherheit. Perspektiven von Strafrechtstheorie und Kriminalpolitik*, Bern, Berlin, Bruxelles, Frankfurt am Main, New York, Oxford, Wien 35 ff..
- (16) 詳細はKUNZ *Kriminologie. Eine Grundlegung*, 357 ff..
- (17) Vgl. KUNZ KARL-LUDWIG / SIDLER ROGER (1999) *Kriminalpolitik in Entenhausen. Vom Umgang mit Kriminalität bei Micky Maus & Co.*, Basel, Genf, München.
- (18) GARLAND DAVID (2001) *The Culture of Control. Crime and Social Order in Contemporary Society*, Oxford, New York.
- (19) BRUGGER WINFRIED (2000) Vom unbedingten Verbot der Folter zum bedingten Recht auf Folter? *Juristenzeitung*, 165 ff.; BRUGGER WINFREID (1996) Darf der Staat ausnahmsweise foltern? *Der Staat* 35, 67 ff..
- (20) DITTMANN YÖRG (2005) Wandel in den Kriminalitätseinstellungen der Bundesbürger - eine Zeitreihenanalyse anhand allgemeiner Bevölkerungsumfragen. *Neue Kriminalpolitik* 17, 64-70.
- (21) JAKOBS GÜNTER (2000) Das Selbstverständnis der Strafrechtswissenschaft vor den Herausforderungen der Gegenwart (Kommtar). In ESER A., HASSERMER W., BURKHARDT B. (Hrsg.): *Die Deutsche Strafrechtswissenschaft vor der Jahrtausendwende. Rückbesinnung und Ausblick.*, München, 47 ff., 53; JAKOBS GÜNTER (2004) Bürgerstrafrecht und Feindstrafrecht. *HRRS Onlinezeitschrift für Höchstgerichtliche Rechtsprechung im Strafrecht*, 88-95, 89. これについて私は、第3回ビーレフエルト手続会議のために用意した、まだ未公開の論稿で論じている。KUNZ KARL-LUDWIG (2005) »Gefährlicher Rechtsbrecher und ihre Sanktionierung. In ARNOLD J. U.A. (Hrsg.): *Menschengerechtes Strafrecht. Festschrift für Albin Eser zum 70. Geburtstag*, München, 1375-1392を参照のこと。
- (22) GARLAND *The Culture of Control. Crime and Social Order in Contemporary Society*, 184.
- (23) 2001年7月8日(日曜日)付のBild紙。

- (24) GARLAND *The Culture of Control. Crime and Social Order in Contemporary Society*, 184. Fn. 52.
- (25) これについては、2005年7月のフランスの日刊紙が報じている。
- (26) LAUTMANN R. / KLIMKE D. / SACK F. (Hrsg.) *Punitivität* (2004) *Kriminologisches Journal*, 8. Beiheft, Weinheim; PRATT J. / BROWN D. / BROWN M. / HALLSWORTH S. / MORRISON W. (Hrsg.) *The New Punitiveness. Trends, Theories, Perspectives* (2005), Portland, Oregon.
- (27) 自由と安全の理解に関しては、KUNZ *Kriminologie. Eine Grundlegung*, 310.
- (28) 留保的保安監置 (§66a StGB) が2002年に導入された。当初は連邦憲法裁判所で頓挫していた事後的保安監置という州法バージョンが2005年に連邦法で導入された (§66b StGB)。スイスでは2004年に、仮釈放を排除した真性の「治療不可能で極めて危険な性犯罪者及び暴力犯罪者に対する終身監置」を予定する憲法規定が登場した (Art. 123a Bundesverfassung)。
- (29) Gesetz zur Bekämpfung von Sexualdelikten und anderen gefährlichen Straftataen (SexBG) v. 26. 1.1998 (BGBl I 160) により導入された§66Abs. 3 StGBだけでも参照のこと。
- (30) KUNZ *Kriminologie. Eine Grundlegung*, 302 ff..
- (31) これに関する基本的な文献としてはWALTHER SUSANNE (2000) *Vom Rechtsbruch zum Realkonflikt. Grundlagen und Grundzüge einer Wiedergutmachung und Strafe verbindenden Neuordnung des kriminalrechtlichen Sanktionensystems*, München.
- (32) SCHÜLER-SPRINGORUM HORST (1991) *Kriminalpolitik für Menschen*, Frankfurt a. M., 226.
- (33) このことに相応してHassemerは刑事手続をゼロサム・ゲームと呼んでいる。Vgl. HASSEMER WINFRIED (1990) *Einführung in die Grundlagen des Strafrechts*, 2. Aufl., München, 75.
- (34) 例えば、1998年1月26日の性犯罪及びその他の危険な犯罪対策法(SexBG) (BGBl I 160) における数多くの重い処分を参照のこと。公訴時効期間の延長や親告罪から公犯罪への転換による同様の可罰性の拡張は、オーストリアやスイスでも見られる。
- (35) 2001年12月11日の暴力行為及びつきまとい行為からの民法上の保護に関する法律 (BGBl I, 3513)；オーストリアやスイス (州によるもの) でも類似の規制が存在する。
- (36) BAURMANN MICHAEL C. / SCHÄDLER WOLFRAM (1991) *Das Opfer nach der Straftat - seine Erwartungen und Perspektiven*, Wiesbaden, 285; KURY HELMUT / DÖRMANN UWE / RICHTER HARALD / WÜRGER MICHAEL (1992) *Opferererfahrungen und Meinungen zur Inneren Sicherheit in Deutschland. Ein empirischer Vergleich von Viktimisierungen, Anzeigeverhalten und Sicherheits einschätzung in Ost und West vor der Vereinigung*, Wiesbaden; VOSS MICHAEL (1991) Victim expectations, diversion and informal settlement: Results of a victim survey. In KAISER G. U.A. (Hrsg.): *Victims and*

criminal justice. Particular groups of victims, Part 1, Freiburg i. Br., 67-94.

(37) PRITTWITZ CORNELIUS (1993) *Strafrecht und Risiko. Untersuchungen zur Krise von Strafrecht und Kriminalpolitik in der Risikogesellschaft*, Frankfurt a.M..

(38) STRATENWERTH GÜNTER (1977) *Die Zukunft des strafrechtlichen Schuldprinzips*, Heidelberg, Karlsruhe, S. 49.